

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

市税条例及び都市計画税の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴うため。

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する
条例（令和6年伊丹市条例第 号）

（市税条例の一部改正）

第1条 市税条例（昭和29年条例第316号）の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項第3号イ及び第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第10条の2中第25項を第27項とし、第22項から第24項までを2項ずつ繰り下げ、第21項を第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。

附則第10条の2中第20項を第21項とし、第13項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

（都市計画税に関する条例の一部改正）

第2条 都市計画税に関する条例（昭和32年条例第411号）の一部を次のように改正する。

附則第19項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項、第11項及び第13項」を「附則第11項、第12項及び第14項」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項から第16項まで」を「附則第15項から第17項まで」に、「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項を第18項とし，附則第12項から第16項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め，同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め，同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め，同項を附則第10項とする。

附則第8項を第9項とし，附則第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ，附則第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は，2分の1とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は，公布の日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例第34条の6第1項第3号イ及び第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第1条中市税条例附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2第13項の規定は，令和6年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第25項第2号に規定する設備に対して課すべき令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第23項の規定は、令和6年4月1日以後に整備された新法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課すべき令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の都市計画税に関する条例附則第5項の規定は、令和6年4月1日以後に整備された新法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課すべき令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用する。